

第4回亀岡市いじめ防止対策推進委員会議事録

日 時 平成30年2月21日午後1時30分から2時43分
場 所 亀岡市役所 6階 602会議室

委員出席者

野澤 委員
上原 委員
塚本 委員
川畑 委員
前田 委員
佐々木 委員
以上6名

欠席委員

岡本 委員
以上1名

事務局

山本 教育部長
和田 教育部次長兼総括指導主事
土岐 学校教育課長
藤田 指導主事
須知 指導主事
岩崎 指導係長
子安 指導係主任

傍聴者

なし

- 1 事務局紹介
事務局から異動職員の紹介
- 2 開会あいさつ
塚本委員長
- 3 議 題
議事進行は、条例第7条に基づき委員長が行う。
委員長：傍聴許可申請について確認。

事務局：傍聴申請者なしと報告。

委員長：（１）平成２９年度亀岡市のいじめ防止等の事業・施策について
（２）亀岡市内の小・中・義務教育学校の状況について
一括して事務局から説明をお願いします。

事務局説明

委員長：ただ今の事務局からの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

委員：追跡調査の件、聞きもらしたかもしれませんが、３枚目の追跡調査という紙は、１回目の調査時点が９８８件で、それを今回年度後半に分析されたという意味ですか。３枚目の追跡調査の紙は１回目の調査ということですか。

事務局：３枚目の認知件数の９８８件とあげている数字が、１学期の１回目の調査で認知したもので、認知したものを２学期に追跡で改めて聞いているものです。

委員：追跡して聞いたのが３枚目の ２．未解消Ａ．１７人、Ｂ．２８人、Ｃ．４３人、３．解消件数Ｄ．９００人という意味ですか。

事務局：そうです。

委員：１回目の９８８件のＡ．Ｂ．Ｃ．Ｄがどれだったか比較をしていなかったら、わかりませんよね。

事務局：１回目につきましては、このスタイルで調査ができておりません。

委員：１回目ではこの様式で書けなかったが、追跡をしたときに初めてこの様式になったということですね。

では、来年度からは今年の２回目で調べた１枚目の紙にある８１３人がどうなったかがわかるということですね。追跡の初回の数字がわからなければ、なかなか追跡ということは評価しにくいという考え方になりますね。

事務局：この３学期、年度末におきまして、２回目の未解消についても全て追跡聞き取りをして、新たに再びグループを分け、ＡＢＣＤをしていく。残ったものについては、学年が変わったり校種が変わることもありますが、学校間で連携の中で見守り等それから継続してやっていきます。

委員：２回目の調査は何月時点の調査ですか。

事務局：学校によって全部統一されておりませんが、２学期末になり、こちらの市教委の方に集約で提出期限とさせていただいたのが１月１０日になっております。

委員：１２月時点では、この調査結果ということで、次の調査の３月時点かどうかということが、この紙の続きでまた報告されるということですね。

事務局：はい

委員長：他にご意見はございませんか。

- 委員：研修がございますが、全先生方の何割ぐらいになるのですか。1回2回と続けて参加されていたり、1回だけの方もあるかもしれませんが、実人員としては何割ぐらいになりますか。
- 事務局：各研修につきましては、指名の方もありますし、各学校から1人という形で出ていただくこともありますので、実人数は把握できておりませんが、先程申し上げました研修の人数につきましては、その回の参加人数です。
- 委員：ダブって参加されている方もありますか。
- 事務局：可能性はございます。
- 委員：目標は全員が1回は受けていただくような形を目標にしているのですか。
- 事務局：こちらに報告しております研修は、教職員の研修の一部になりますので、これ以外にも研修はございますので、その中で選んでいただいております。
- 委員：いじめ調査の件ですが、まだ未解決の部分と申しますか、小学校6年生で中学校にあがるという方は、その子どもについて中学校でもこういうケースがあったということを経験に伝達等するのですか。
- 事務局：小学校と中学校で連携して伝達します。
- 委員：中学校でも、小学校の時にこういうケースがあったということはわかっているのですか。
- 事務局：はい
- 委員：集計のことについては、昨年までの集計の仕方、第1段階、第2段階、第3段階と比べるとかなりわかりやすく、見て理解しやすくなったと思います。ここのA B C Dの分類の仕方で、分類の軸のひとつが声があるなしがひとつと、嫌な思いをしているのか、していないのかという2つの軸、それに3カ月に達しているか、達していないかということの3つの軸があると思うのですが、もう少し正確に分類しようと思うと、AとかBについての3カ月に達しているかないかというもうひとつの軸の分類をした方がより正確ではないかなと思われまふ。それと、行為の有無、嫌な思いの有無のチェックでいうと、こういったことは無いかもしれませんが、行為はあるが嫌な思いはしていないケースの分類がブランクになっていると思います。そういった視点、嫌な思いはしていません、何かされているけれども嫌な思いはしていないという分類はうめておく必要があるのではないのでしょうか。あるいは、それをつくらないのであれば、要指導件数の中には行為が止まずということだけでもいれられたらと思うのですが。行為が止まず嫌な思いをしているということがAということであれば、A'という形で行為は止まず嫌な思いはしていないという枠をつくらないと不完全なように思います。
- 事務局：いじめの定義というものにつきまして、いじめの基本方針で、国の方でもいじめを認知していくというひとつの柱というか中心としては、いじめに係る行為を受けた子どもが嫌な思いをするというところをいじめとしてあげていくという形になっていきますので、嫌な思いをしているかどうかと

ということがひとつの判断材料になるということになるんですけども、今ご意見があったような本人がされているけど、この子自身が嫌な思いをしていないということについては、この子が訴えない中で大人がわかるという形になるので、そこは周りの教師の方が見た中で指導していくという形になってくるのではないかと思います。

委員：それを何とか拾うことはできないのですか。例えば金品をたかられているのに、別に嫌な思いをしていないですよというように本人が言ったら、ここにあがってこないですよ。

事務局：今のところは、この調査ではあがってこない状況です。

委員：そういう分析の方が大事な事例になるように思います。そういう分類もありうるということを実験結果に踏まえとかなないと、大事なことが拾えきれないのではないかなと思います。それも検討していただければと思います。それと、AとかBとかでいくと3カ月で行為が止まず、嫌な思いをしている状態が3カ月未満なのか、6カ月ずっとなのかによって変わってくると思うので、3カ月で切ったのもう1軸、分類としてあげていくと、見えてきやすいように思います。

事務局：3カ月というのは少なくともという形ですので、被害児童生徒に聞き取りをする中で、もしくはその子が大丈夫だと言っているけど、周りの教師が見ている中ではもう少し見ていかなければいけないという状況でしたら、3カ月は経っていても見守りが必要だとか、支援が必要だとかになると、再び3カ月が経っていてもABCの方に教師の方の判断であげていくという形になりますので、そのように各学校には伝えていきたいと思います。

委員：今、おっしゃったのがすごくよくわかるといますか、日々たかられてても、嫌な思いをしていないというタイプの子もいれば、例えば冷やかされたり、からかわれたりして、それが嫌な思いじゃなくて、それで嬉しいとか、認められているとかいう類いの、冷やかし、からかいがいっぱいあると思います。でも国から求められているのはいじめ調査なんで、いじめに入らないという風に除外するのではなくて、国から言ってくるいじめ調査を利用して、今申し上げたことも取り上げて、国からは冷やかしとか、からかいを一方向的にいじめであるとしてきてるので、何か子どもの文化を壊すようなところがある気がします。より適正ないじめ調査をつくるためにも、そのような行為が見受けられるが嫌な思いをしていない子ども達が実際にどれだけいるんだ、どういう事例があるんだということも拾い上げていくという作業を亀岡市独自でやったんだけどということで、国に付加資料として上げていくような取組も必要ではないかと思います。

委員：例えば金品をたかられてても、嫌な思いをしていない子がいるとしたら、それはそれできちんと学級の中で、担任の指導が必要だと思います。僕は何を言われても平気だと言うのであれば、学級の中で、こんな風に平気だという人がいるけど、こっちはつらい人がいるけど、みんなはどう思うん

だみたいな、それをテーマにして子ども同士が考えあうということが必要ではないかなと思います。このフォーラムの報告を聞きまして、子ども自身がはじめをしないとか、させないとかいうスローガ的なことではなくて、日常的に友達同士はどんな風に関われば、お互いに何とか気持ちよく過ごせるのではないかと、このくらいのことをいちいち言うてはいけない、してはいけないみたいなものよりか、もっとフランクに付き合いたいなど思っている子もいるだろうし、そんなことを子ども同士、先生も交えた中で、あるいは親も交えた中で、考え合うということがとっても大事ではないかと思えます。調査によるとどこかで線を引かないと集計ができないということから、いろんなことが起こると思えますが、これをひとつの軸にしなからお取り組みいただくことが大事ではないかと思えます。

委員：今の端から見て客観的に行為はあるんだけど、当事者がいじめられていると思っていないという話と、少し関連する質問だと思っていただいたらいと思えますが、認知件数小学校・中学校と調査をやっていくと、学年があがる毎に、認知件数が減っております。顕著に。小学校1年生とかですと、150とか200件などが、中学校3年になると10件という風に減っている。ただ客観的に、学年があがるごとに、どんどん成長して行って、本当にはじめをするようなことが無くなっているのか、という思いがあります。小学校だけでいうと認知件数の6人に1人が何かを書いている、中学校でいうと40人に1人しか書いていないと、しかも3年生になると全体で10件しかない。それはどういう子ども達の心持ちによるものなのか。それをいじめと感じていないのか。故意ではないのか。面倒くさいのか。書いたことでいろいろ聞かれて、フォローもされるみたいなどころがあるのか、もしくは受験でそれどころじゃないのか。その辺りと学年毎の数の極端な推移というものをどういう風にとらえているのかなと思っております。そのことが、ひょっとしたら先程の話と繋がってくるのかなと思っております。

事務局：今、委員がおっしゃったように、いろいろな要素があって、学年があがるにつれて減少していることが確かにあると思えます。アンケート等に答えることによって、また聞き取りもされるし面倒くさいなということで減っているというのも実態としてあるかもしれません。一方で、お互いの成長していく中で、小さい頃は友達付き合いの中で、強く言われたことを嫌だと捉えて、すぐにいじめやと訴える、そういう状況が、だんだん学年があがると、それが遊びとして自分も捉えることができるようになる状況もあるかなと思えます。実際にAの要指導の具体的な中身を各学校に聞いてきた時には、やっぱり低学年であればあるほど、Aの要指導に残っている件数も多いです。内容的にはフランクな感じで友達をつくらうとするんだけど、片方はそれが嫌だと訴えているケースが下になればなるほど多いので、ご意見のあったようなことも含めて、段々と数が減っていつている状況に

あると思います。

委員：例年同じことをお聞きしている気もしますが、これは記名式のアンケートということでやっているということだと思いますので、要するにお子さん自身が自分で名前を書いて声をあげる場合ということになるのではないかと思います。当然のことながら、ここに書くといろいろ調査されるので、自分で声をあげにくいお子さんも当然いらっしゃるんだろうなという風に思います。このアンケート自体、当然これはこれで意味のある事だところちらも思うわけですが、これ以外に無記名式でアンケートをやっているとか、あるいはご自身が嫌な思いをしたとか、そういう話だけでなく、こういうことを見たよとかいうことも含めて、声をあげられるようなアンケートというものが、各学校どんな風に取り組んでいるのかという実情がおわかりであれば、教えていただきたいと思います。

事務局：例えば保護者や子どもから訴えがあったときには、各学校でいじめ対策の委員会があり、そこで協議をしてこの定期的ないじめアンケートだけではなく、臨時的にアンケートをとります。その際には、やはり今ご意見のあったように、名前を書かせると声をあげにくいという状況を配慮して、無記名でアンケートをとったという報告を受けているケースも実際にあります。その辺の無記名式のアンケートというのも、学校の実態、あるいはその時の訴えがあったときのケースの中身によって、臨機応変に対応してやっているといった実態があります。

委員：無記名式のアンケートについては、訴えなしに定例でやるとか、そういうところまでは特にしないということでしょうか。

事務局：後々の指導とか聞き取りのことも考えた上で、定期的なアンケートについては、現在記名式をとっている学校が多いのではないかと思います。

委員：無記名式のアンケートでやっても、担任の先生等が見たりすると意外とわかったりするものなのかなという風にも経験上思っています、そういったこともひとつの方策なんではないかなという感想を持ちました。単純な質問ですけど、学校独自の様式を使用しているという所が例年出てくる訳ですが、これはどんな風になっているのでしょうか。統一の様式でない理由と言ったらあれなんですけど、独自様式ってどんな風に変ってるのか、もしご存知でしたら教えていただけますか。

事務局：今、学校独自の様式をとっているのが小学校では5校、中学校では2校、合計7校になりますが、7校全てが実際どうなっているのかということは、申し訳ないですが私も確認の方を全てはできておりません。ただ少し伺って聞いているのが、この府の様式に学校独自の質問項目を少し加えたり、あとそれから、例えば誹謗中傷という言葉がどうしても小学生にはわかりにくい、特に低学年の子にはわかりにくいということで、言葉をかみ砕いて学齢期に応じた言葉に直してアンケートをとったりしているということを知っています。ただ絶対にこの統計上押さえなければいけない、聞

かなければいけない項目については、学校独自様式であってもそれを盛り込んだ形でアンケートをとっていただいています。

委員：それでは、あまり学校独自かという受け方ではないのではないですか。

事務局：どちらかというと、府の様式に学校独自のスパイスを入れているという様な感覚だと思います。

委員：プラスアルファがあるかと、そういう風に集計していただく方がわかりやすいですね。全然別のものを採用しているのかなって感じですね。深刻な事件になってしまったというニュースなどを見てますと、被害児童が被害にあって困っているというシグナルを送っていたが、誰もキャッチできなかったという場合と、加害の方が全然認識がないとか、本当に冗談で、ちょっと冗談で返してくれてたからやっただけやと、そんなの言い訳にはなりません、いじめにはそんなことがあるんだということを前提にたって、こういう調査をしないとイケないと思います。だから、今回、嫌な思いついて、このところを基本にA B C Dの項目がたっているのは、そういう意味ではちょっと一歩進んでいるかなと思います。いくら冗談だって、嫌な思いついている子が実際にいたら、それはいじめに該当するんだということを子ども達に教えてやらないと駄目だと思います。

委員：この集計を見て、やはりどうしても気になってくるのは、未調査の児童生徒、あるいは調査はしているが家庭訪問等で調査をしましたというようになっている部分です。つまり、この児童生徒というのは、学校に登校出来ていないということなんだろうと思うんです。

例えば、この不登校の背景にいじめというものがあるとすれば、すなわちそれは重大事態に該当してくる可能性が高いということになってきます。ただ本人が声をあげなければ、集計からはもれてしまいます。そもそも回答しなければもれてしまうということなのかなと思うんです。当然いろんな原因があると思いますので、一概、いじめが原因ですというお話でもないと思うんですが、不登校の児童生徒に対しての対応、あるいは原因調査という表現が適切ではないのかもしれませんが、このあたりはどのように取り組みをしていらっしゃるのかということをお話いただけますか。

事務局：不登校の子どもたちに対しての指導、それはすなわちゴール的には、学校復帰や社会復帰という形になってくるかと思うんです。そのためには、なぜこの子が学校に来れなくなったのかという原因をしっかりと把握していく必要が必ずあるかと思っています。そういう意味で、今回のこういう調査だけでなく、不登校についても、何故その子が不登校になったのか、今不登校の状態になるタイプですね、例えば非行による不登校になっているのか、本人の怠け、いわゆる怠学による不登校になっているのか、そういう風な不登校の状況につきましても各学校の方から、毎月報告を受けているような状況です。今のところ、亀岡市の小中学生において、学校に来ていない、いわゆる不登校の子たちの不登校に至ったきっかけとして、いじ

めが不登校になっているという風なことについては、報告は受けていないのですが、いじめではないけれども、友人関係のトラブル、あるいは友人関係がすっかりいなくなったりとか、そのようなことがきっかけで不登校になっていることは聞いていますので、その背景にいじめが隠れているのではないかと、ということについては、学校の方でも気をつけて見てもらっています。定期的にかなり学校の方でも家庭訪問等繰り返して、保護者と話を積み重ねておりますので、そこからまたいじめの話があれば対応していきたいと考えております。

委員：弁護士がスクールカウンセラーというような形で、学校から相談をお聞きするようなことをやっている自治体もありまして、そういったことをされている弁護士から話を聞いたときに、こういった集計ではあがってこないけれども、実際スクールカウンセラーが学校と関わるようになって、その辺を見ていくと、どう見ても重大事態として考えていけないようなケースが相当数あるという話をお聞きしたことが先日ありました。自治体にもよると思いますし、何とも言えない部分が結構ありますが、このアンケートは本人が声をあげたケースとなってくるでしょうから、ここにあがっていないものについても、やっぱりいじめというものが程度の問題だという観点で、取り組んでいただくのが大事なのかなと思ってお聞きしました。

委員長：他にご意見はありませんか。

委員：今回の調査で、京都府の全体の集計と亀岡市の集計とで、亀岡市の状況は特徴的なものはありますか。

事務局：今回の調査の府全体の集計は今、集計中という段階でして、まだ報告を受けていないんですが、近日中にはでるということは聞いております。

委員長：先程、いろんな学校の状況とか、啓発事業も積極的に取り組んでおられるというような報告を受けましたが、今後どのような取り組みといたしますか、啓発事業を含めて進めていけばいいのか、という点について委員のみなさんにご意見いただければと思います。

委員：啓発事業のことをいろいろ紹介していただいて、年度を通して取り組んでおられることがよくわかりました。ひとつは、研修講座の保育園・保育所・幼稚園は市立の幼稚園等が対象ですか。私立はどうですか。

事務局：市立が対象となっております。

委員：私立も対象とすることは、なかなか難しい問題でしょうか。幼稚園なんかは私立が多い、人数的にもかなり多いような気がするんですが。

事務局：今の研修講座につきましては、基本的には市立だけが対象になっているということで、私立の方については範囲が違いますので、教育委員会としては取り組むということには今のところなっていないという状況で、今後についても検討が必要かなという風に思います。

委員：今後是非、垣根を取り払った形での対策が亀岡市としてとれば、望まし

いのではないかと思います。それから月一回掲示する横断幕、1カ月単位で順に回しているということですが、予算の関係でしょうか。もっと数を作って半年に1回にするとか。1ヶ月だけでは何かもったいないなと思いますがどうでしょうか。

事務局：今のところは2種類ございまして、2枚を順番に回している状態です。

委員：小学校は18校、中学校は8校ですか。

事務局：合計25校です。

委員：予算の事もあるでしょうが、13個作れば半年掲出できたりとか、学期毎とかできたりすると思いますがいかがでしょうか。

事務局：その提案は、また予算も含めて検討して参りたいと思っております。

委員：直接的な啓発の話ではないんですが、件数が減ってるし、改善したケースもたくさんあるということで、調査の結果が実態を反映しているとすれば、日々の先生方の学校におけるご努力の成果かなということで、敬意を表するところですが、私は昨年、この委員会をお休みしたのでその前の年に亀岡市は他と比べて成績がいいと。いじめに関してね。ストレートにいじめが少ないということに関して、何故少ないのかについて、その要因を調査したらどうですかという提案をさせていただいたんですけども、それにもちょっと関連するところですが、相手の子どもが嫌な思いをしたら、それはいじめであるという定義は間違っていると思います。あるいは、間違っているというよりも不十分だと思います。もちろん、本人はそういうつもりでなくても、相手が嫌な思いをしててということも当然あるわけです。だけど、こんなことを言ったぐらいで、そんな風に思ってもらっては困るなという程度の発言であつたりとか。嫌な思いをいっぱい経験することを含めて正常に発達していくので、嫌な思いをしたら、させるようなことをしたらあかんしとみんながそうになっていくと、子どもは健全な発達をしないという重大な問題を抱えているので、そこら辺は慎重に考えていかなければいけないという風に思います。そういう意味で、何らか対策を打つと必ずその副作用がでます。今児童虐待でも副作用がいっぱいできていますからね。それと同じように、いじめがいけないということで、強い対策をすると必ず副作用がでてくる。ひとつに、言いたいことも言わない、もちろんいじめで言ったらいけないけど、言いたいことも言わないということで、表現を抑制していくということを子ども達に強いていく。だから、気になるのは、子どもがいろんな事を自由に表現していくことも、いじめ防止対策が抑制させていくという側面をきちんと調査していかないといけないのではないかなと思います。何らか、いじめ対策をうっているけれども、子どもの表現性はこんな風に維持されているとか、あがっているみたいなことがあれば少し安心する。バランス良く、いろんな施策が動いているんだなと思えるんですが。だから、そこら辺のこともお考えいただいたらありがたいなと。このいじめ調査に関しては、現場の先生方はいろんな事

を思っていると思います。おそらく、言えないことを思っていると思います。その思いも含めて、子どもがどう、いじめないこととあわせて、どうバランスよく健全に育っていくのかという辺りをいつも思っているでしょうから、その辺に実質的に資するようなところも取り上げて、検討していただけたらありがたいなと思います。

委員：いじめという一つの単一の物差しを全国に、京都府も全て同じ尺度をはめて、そこにはまるかはまらないかでいじめかどうか決めるという、国のルールで現場の先生方は、非常に莫大なエネルギーとフォローのための努力をされて、綿密にやればやるほど、いじめの件数がどんどん増えていくという話を昨年、たぶんさせていただいたと思いますが、本質は何件増えた減ったという目先のことでなく、子ども達がそういう形のなかで、人と人との関係でもまれてどう成長していくか、先生方であったり親御さんであったり、いかに子ども達の健全な、多少のずるさも含めていかに身に付けていくか。コミュニケーションの力を付けていくかということが大切だと思います。その中で、問題になってくることのひとつを先程提起していただいたと思います。

本当は子ども達が時間を使って、自分たちで話し合う体験が大切だと思います。子ども同士がああ時は冗談で言ったつもりだけれど、後で考えたらすごく申し訳なかったと、ごめんねと素直に言えるかどうかとか、逆にああの時あんな風に言われてすごくムカッときて、「なんだこいつ」と思ったけど、後で考えたらそんな悪気はなかったんだなと思って、その時にあいつ嫌いだった気持ち、自分がそういうことを思ってしまった気持ちが後になったらちょっと恥ずかしかつたなみたいな、そういう風な子ども同士のやりとりの中で生じることについて、子ども自身がどう考えてどういう風に解決していくかということは、やっぱり子ども自身に取り組みせていただきたいなと思います。なかなか教科の中身が詰まっている中で、お時間をとっていただきにくいとは思いますが、子ども自身がそのことについて、きちんと自分たちの言葉で考えて、自分たちで気づくという時間をできるだけたくさんとっていただいたらありがたいなと、それに対して先生が意見を言ったり、教科書的な事務的な「いけません」ということを情報的に言うというだけでなく、子ども達が自分で考えて自分で配慮して、自分で反省するということができるような、そういう風な機会をできるだけたくさん学校の中で、すでにもうしているとは思いますが、やはりそこが大事ではないかと思います。標語をたくさん作っていただいてそれを考えさせる、そして表彰するというのはすごく大事ですが、本当に目先の誰々くんと誰々くんと関係みたいなものを、別に吊し上げではなくて、みんなで自分のこととしてきちんと考える、その中で反省したり振り返ったりみたいなことが、やっぱりいるんではないかなという風に思っていて、それが子どもの成長に一番プラスになるんではないかなという風に思っ

ています。

事務局：いじめは生徒指導での指導が中心になりがちなんですけれども、新しい学習指導要領でも道徳教育の重要性もだいぶ強く出されておりますので、その辺りと絡めながら、いじめについて子ども達自身に考える機会を仕掛けていくことができたらいいかなという風に思います。

委員：特に最近、コミュニケーション能力が低下していると言われますから、こういうようなことを機会にしながら、子ども達がどうやってコミュニケーションをとって、力強く育つ、安心して育つ、教育の大事なところに到達するかなと思います。

委員長：他にご意見はありませんか。

委員：この調査の件について、今年から調査票が変わってきたということで、来年度の報告については、又楽しみにしておきたいと思います。できれば、この年度毎の横断的な数字ではなくて、縦断的な数字といいますか、この数字であがっている例えば4年生のCにいる、嫌な思いはないが、3カ月まで達していない144人が、5年生の評価でどうなったかと、この人がどうなったかと追跡をしていくといいますか、先程委員が発言された学年があがるに従って減っていくという事例について、4年から5年で減り方が一番大きいと思いますが、その辺りになると児童が賢くなって、お互いに余計なことを言っても面倒くさいだけやと、そういう意識が働くんではないかと思われるんですが、29年度にこういう風にあがってきた数字の中身が、その児童がどうなったかとういのを次の年度に生かして144人がどう変わったかというようなことを追っていけるようなことを縦断的な評価を続けていくと、年度を経る毎により調査の値打ちとか価値があがってくるんではないかと思います。それをできれば検討していただければと思います。それから去年のこの場で発言をさせてもらったんですが、言葉でやはり、先程も指摘がありましたけれども、言葉のまやかしいといいますか、たかられるとか隠される、盗まれる万引きするというようなことが、刑事事件と言うんでしょうか、窃盗であったり、強要・恐喝というようなことになるかと思うんですが、学校現場でいじめに関わらず、警察が介入するというような事例というのはこのところありますか。ありましたか。例えばこういう盗難であるとか、窃盗事件・強要恐喝事件というような形であれば警察の介入というのは、私個人的にはどんどんすべきだと思うのですが、学校現場ではどうですか。

事務局：今年度につきましては、そういう案件で警察の方でお世話になった、介入していただいたということはありません。

委員：現場の空気感はよくわかりませんが、言葉のまやかしになってしまわないように、むしろ厳しく対応すべきではないかと思います。

事務局：資料の方の中身につきましては、また検討させていただいて、また次回の時に考えさせてもらいたいと思います。

委員長：他にご意見はありませんでしょうか。

委員長：意見もないようですので、本日の会議はこれで閉じたいと思います。本当に熱心に積極的に、ご意見をいただきましてありがとうございます。この委員会はまだまだ継続していきますので、この新しい集計方法を次の分析というものにさらに期待をしたいという風に思っております。委員の皆様にご協力いただきまして、ありがとうございます。それでは事務局の方に返したいと思います。

6 閉 会

事務局からその他意見等の有無の確認の後、会議の終了を伝え閉会とする。